

パブコメ出そう！ 締め切り7月24日（金）

原子力規制委員会が「原子力災害対策指針」をまたも改悪しようとしている

## 原発事故避難時の汚染検査や除染の省略・簡略化に反対しよう

2015. 7. 21 美浜の会

原子力規制委員会は、新たに「原子力災害対策指針」の改悪を行おうとしています。前回4月には、30 km圏外のPPAは必要なし・安定ヨウ素剤の備蓄必要なし、SPEEDI等の予測手法は使わないとして、市民はもとより、30 km圏外の自治体からも、これでは住民の安全を守ることにはできないと批判と見直しの要求が続いています。

今回の指針改定のポイントの一つは、原発事故で避難する際の、汚染スクリーニング・除染の省略・簡略化です。

パブコメ締め切りは7月24日（金）です。至急、汚染検査（スクリーニング）や除染の省略・簡素化に反対して意見を出しましょう。

原子力災害対策指針（改定原案）に対する意見募集について（原子力規制委員会）

[http://www.nsr.go.jp/procedure/public\\_comment/20150625\\_01.html](http://www.nsr.go.jp/procedure/public_comment/20150625_01.html)

●意見提出はこちらから

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=198271003&Mode=0>

※パブコメの対象となっている文書「原子力災害対策指針（改定原案）」（以下では「指针对照表」とよぶ）

### ◆ 避難時の汚染検査（スクリーニング）の省略

これまでは、原発事故で避難する住民の汚染スクリーニングは、「必要な対象（人体、物品等）すべてに」実施することになっていました。

今回の改定では、「必要な対象すべてに」という文言は残しながらも、新たに「検査の方法」（指针对照表13頁）という項目を追加し、検査を省略しようとしています。その方法はこうです（この部分の指針改定原案は4頁末尾に引用）。

#### \* 人の検査の省略

- ・ 自家用車やバス等をまず検査。この検査で基準値以下なら人の検査なし
- ・ この検査で車両が基準値を超えた場合
  - ・ 乗員の代表者（避難行動が同様の行動をとった集団のうちの1名）に対して検査
    - ・ 代表者1名が基準値以下なら、他の同乗者の検査はなし
    - ・ 代表者1名が基準値を超えた場合、同乗者全員の検査
      - ・ 基準値を超えた人に「簡易除染」

#### \* 携行物品の検査の省略

- ・ 持ち主が基準値を超えた場合だけ、携行物品の検査
- ・ 上記と合わせると、乗員の「代表者1名」が基準値を超えた場合＝全員検査となり、規

値を超えた人の持ち物のみが「簡易除染」の対象となる

そもそも指針では、汚染スクリーニングや除染の意義を二つあげています。①避難者の被ばくの抑制・低減、②避難先等への汚染拡大防止です。しかし、今回の指針の改悪では、この目的を果たすことはできません。

⑤ 汚染スクリーニング及び除染  
スクリーニングによる汚染程度の把握は、吸入及び経口摂取による内部被ばくの抑制及び皮膚被ばくの低減、汚染の拡大防止のためには不可欠であり、医療行為を円滑に行うためにも実施しなければならない。(指针对照表 12 頁)

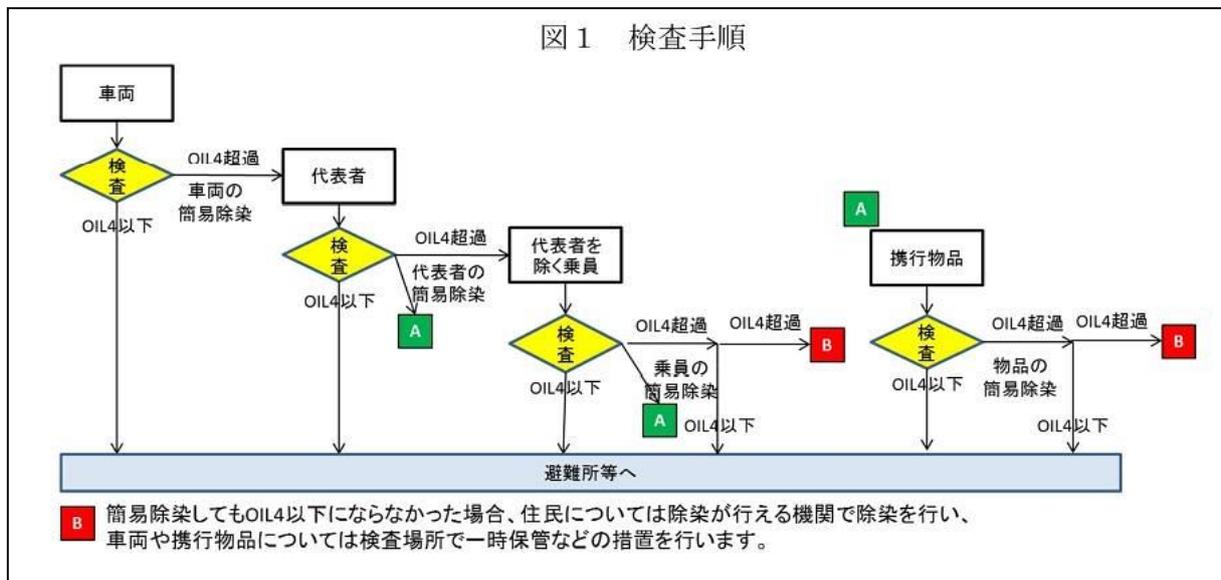
例えば、農作業をしていて避難となり、自家用車はガレージに入れてあったとすれば、車の汚染より人の汚染が高い場合は十分あります。それでも、今回の指針改定では、車が規準値以下なら人の検査はありません。

また、「避難行動が同様の行動をとった集団のうち1名」の代表者だけの検査で、その他の同乗者の検査は省略されてしまいます。同じ幼稚園にいた子ども達でも、外にいた子どもと屋内にいた子どもでは被ばくの程度は異なってきます。それでも同じ幼稚園から避難してきたとして「同様の避難行動の集団」とされてしまう可能性があります。

このような汚染検査と除染の省略は、避難者の被ばく低減にはほど遠く、さらに避難先に汚染を拡大することにも繋がります。

この検査・除染の省略については、これまでも規制庁が率先して進めていました。関西広域連合はそれまでの「全員に汚染検査を行う」という方針をとりやめ、昨年 2014 年 3 月にまとめた「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」で、検査の省略を先取りしています。「避難計画を案ずる関西連絡会」は、昨年からの検査の省略に反対するよう自治体に申し入れを行ってきました。兵庫県加東市のように、検査の省略や高い基準では住民の安全等を守ることはできないと回答している自治体もあります。

今回は、規制委員会の指針にこれを明記することで、全国一律に検査・除染の省略を強制的に実施させようとするものです。



## ◆ 検査・除染の「規準値」は高すぎる

このように検査・除染の「規準値」は、指針でO I L 4と定められています。

O I L 4は、表面汚染密度120Bq/平方センチ(40,000cpm)です。これは

- ・小児の甲状腺等価線量300mSvに相当し、IAEAの安定ヨウ素剤服用基準50mSvの6倍
- ・法令で定められている「放射線管理区域外に物を持ち出す基準」4Bq/cm<sup>2</sup>以下の30倍

このように高い規準値であるにも関わらず、さらに検査を省略するというのですから、住民の被ばく低減や汚染の拡大を防止することはできません。

## ◆ 検査の簡略化 「体表面汚染スクリーニング」から「避難退域時検査」へ

今回の指針改定について規制委員会は「原子力災害対策指針(改定原案)の概略について」で、「避難退域時検査及び簡易除染については、従来の『体表面汚染スクリーニング』及びその際に行われる『除染』に代わるものとし、その方法を定める」としています。

現行指針では、避難者への「汚染スクリーニング」は「体表面汚染スクリーニング」を実施するとしていました。今回は「避難退域時検査」という言葉に変えています。これは単に名称を変えたのではなく、検査を簡略化するものです。「体表面汚染スクリーニング」とは、頭の手でつまみ先まで、測定器で体の表面を検査するものです。また車両であれば、車体の表面を検査することになります。

ところが、この「避難退域時検査」は、規制庁が今年3月31日に発表した「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」に出てきますが、図のように検査は簡略化されています。人の場合は①「頭部・顔面」、②「手指及び掌」、③「靴底」の3箇所だけが「指定箇所検査」とされています。車両の場合は①ワイパー部、②タイヤの2箇所のみです。

この検査の簡略化が、先に述べた検査の省略や高い規準値の元で行われるのですから、住民の被ばく低減等の本来の目的は、達成できるはずもありません。



同 12 頁より

規制庁の「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」13頁より

## ◆ 汚染検査の場所は「移動先」から「避難所等の移動先等」へ

検査の実施場所については、現行指針は「移動先」としており、これまで規制庁は「30 km近傍」として、各自治体はそれを目安にスクリーニングポイントを決めていました。しかし今回は、「避難所等の移動先等」で実施すると変更しています（指針対照表 12 頁）。これは、鹿児島県等のスクリーニングポイントが決まらないという状況下で、避難所で汚染検査を実施することを認めてしまうこととなります。これも、避難先への汚染拡大防止にはなりません。

## ◆ 指針改悪に反対して、パブコメ出そう 7月24日（金）締め切り

規制委員会は、大事故を前提とした再稼働を進めながら、事故時の住民の安全はそっちのけです。今回の汚染検査の省略等について、指針では「なお、避難退域時検査及び簡易除染は、避難や一時移転の迅速性を損なわないよう十分留意して行う」と書いています。しかし、そもそも汚染検査等を実施するのは「30 km近傍」で汚染が十分低い場所で行うとしており、避難の「迅速性」とは関係がありませんでした。「迅速化」のために検査を省略するというのは単なる口実にすぎません。

川内原発の再稼働や、高浜・大飯・伊方原発の再稼働を進める上で、大事故が起こっても、検査の省略等を指針で定めることで、自らの責任を逃れようとしています。

避難住民の被ばく低減化や汚染の拡大防止に反する、今回の指針改悪に反対しましょう。  
住民に被ばくを強要する指針改悪に反対しましょう。

[指針改定原案で新たに追加されている部分]

### (イ) 検査の方法

自家用車やバス等の車両を利用して避難等をする住民等の検査は、乗員の検査の代用として、まず車両の検査を行い、車両がO I L 4 以下でない場合には、乗員の代表者(避難行動が同様の行動をとった集団のうちの1名)に対して検査を行う。この代表者がO I L 4 以下でない場合には、乗員の全員に対して検査を行う。

携行物品の検査は、これを携行している住民がO I L 4 以下でない場合にのみ検査を行う。

(新たに追加になった部分。指針対照表 1 3 頁)